

最高裁秘書第4368号

平成30年10月30日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

(理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

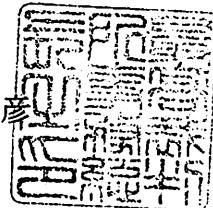
諮問番号 平成30年度（情）諮問第17号

(担当) 秘書課文書開示第一係 電話03(3264)8330(直通)

平成30年10月25日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今 崎 幸



理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諒問日等

(1) 諒問日

10月25日

(2) 諒問の要旨

苦情申出人は、東京家庭裁判所（以下「原判断庁」という。）がした不開示の判断に対し、本件対象文書につき、事務局や訟廷において司法行政目的での取得がないかどうかが不明である旨主張しているが、当該判断は相当であると考える。

2 理由

(1) 開示申出の内容

東京家裁における、本人死亡後の後見等監督に関する運用が書いてある文書（最新版）（以下「本件文書」という。）

(2) 原判断庁の判断内容

原判断庁は、(1)の開示の申出に対し、9月7日付けで不開示の判断を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 司法行政文書開示手続の対象となる司法行政文書とは、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した司法行政事務に関する文書、図画及び電磁的記録

であって、裁判所の職員が組織的に用いるものとして裁判所が保有しているものである。そして、司法行政文書には、裁判事務に関する文書は含まれず、裁判事務に関する文書には、裁判に密接に関連する事項について、裁判官等が申合せを行った結果を記載し、裁判所の裁判部において管理している文書が含まれる。

イ 本件文書は、本人死亡後の後見等監督に関する事件処理の参考とするために、当該事件の裁判に密接に関連する事項について東京家庭裁判所後見センターの裁判官等が申合せを行った結果を記載したものである。

また、東京家庭裁判所の説明によれば、本件文書は、同裁判所において家事事件を担当する職員のみがアクセスできる状態で管理を行っているものであり、事務局及び訟廷事務室は本件文書を取得していないとのことであり、本件文書の作成目的や性質に照らすと、この説明は合理的である。

そうすると、本件文書は裁判事務に関する文書に該当し、司法行政文書開示手続の対象とはならない。

ウ したがって、原判断は相当であると考える。